

認定NPO法人

「東三河後見センター」会報 第18号 平成24年2月28日発行

発行者：認定NPO法人東三河後見センター TEL (0533) 80-2707

市民後見人が間もなく誕生します

5月13日（日）の第6回通常総会で市民後見人スタート

代表理事 長谷川卓也

平成19年2月22日にNPO法人東三河後見センターは設立されました。以来まる5年がたち、間もなく市民後見人が誕生するところまで来ました。

裁判所からなかなか信頼されず、最初の1人を受任するまでに半年以上かかった1年目。相談、申立てのお手伝い、そして法人後見等の受任が徐々に増えて軌道に乗り始めた2年目。どんどん依頼が増えて、「もう受けきれない！」と悲鳴をあげ始めた3年目。後見等を受任する担当者は、発足当時の長谷川、福住、佐藤、2年目に古瀬、3年目に生田が加わり専門職（いずれも社会福祉士で日本社会福祉士会の後見人養成研修修了者）5人の体制となっていました。増え続けるニーズにはとても対応しきれませんでした。

このままでは「成年後見制度の利用促進」という東三河後見センターの使命が果たせないと、市民後見人養成研修を開始した4年目。豊川市が厚生労働省の市民後見推進事業のモデル自治体になれば、その委託を受けて市民後見人養成研修の継続研修を行い、市民後見人誕生の準備が整いつつある5年目。

市民後見人養成研修は、受講者31名のうち、2年間にわたる全課程出席して修了した方が26名、そのうち市民後見人を希望する方は17名です。今後市民後見人として相当時間をさける方や、まだ仕事をしていて市民後見人として活動できる時間は限られる方など、事情は様々ですが、市民目線で後見人等の活動をする方が地域に出現すること自体が画期的なことです。

東三河後見センターは当面、市民後見人の活動を軌道に乗せることに力を注ぎますが、一方で社会福祉士、精神保健福祉士等専門職のリクルートにも心がけ、市民後見人の支援と指導の体制を強化したいと考えています。改めて受任増を図ることで、市民後見人が受任する案件を増やし、実践的な市民後見人育成もねらっています。成年後見に関心のある専門職のお知り合いがいましたら、ぜひご紹介ください。

東三河後見センターの第6回通常総会は下記のように5月13日（日）に行います。ここでは市民後見人の活動をご紹介できると思います。多数の会員の参加をお待ちしています。総会後には市民後見人にかかわるテーマで講演会を企画する予定です。会員以外の方の参加もできますので、お誘いください。

NPO法人東三河後見センター第6回通常総会の開催予定

日時 5月13日（日）13:00～14:30

（講演会は15:00から約1時間半の予定）

場所 豊川市勤労福祉会館 視聴覚室

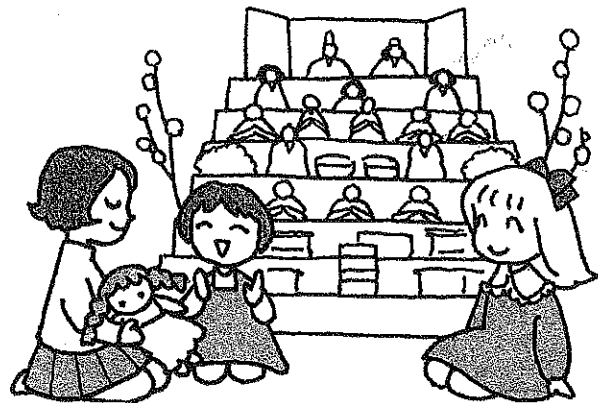
市民後見人養成研修の実習生の思い

市民後見人養成研修を終えて

廣永 義昭

非常に長期間に及ぶ市民後見人養成研修を先日、無事修了することができました。研修プログラムを企画して頂いた東三河後見センターのスタッフの皆様、関係して頂いた各講師の先生方、そして研修を通して実際の現場での体験や考え方をお話して頂いた受講者の皆様方に本当に感謝申し上げます。

これまで自分の仕事や生活の中での一場面で、後見制度の必要性を感じることは確かにありました。制度の基本的な枠組、制度を利用する際の手続の流れ等、凡そのことは知っているつもりでした。けれども今回の研修に参加させて頂き、一つ一つの事案ごと、被後見人、被保佐人、被補助人それぞれの対象となられる方の状況は、それぞれ全く異なっていて、その状況を十分に把握、認識した上で対応を考えていかなければならないことを強く感じました。任意後見契約なら、まだしも、法定後見の場合、多くは本人の意思で申請をすることよりも周りの関係する親族、あるいは福祉関係者ないし医療関係者等からの必要性から申請されるケースの方が圧倒的に多いと思います。特に第三者後見の場合、頼れる親族がないケースや親族が存在しても、何らかの事情で親族後見が期待できないケースな訳です。そうしたケースの背景にある親族関係、生活環境、支援体制等、十分に把握できる様、努めていく必要性を感じました。何れにしてもそのためには、被後見人に関わる福祉関係者、医療関係者、各自治体の担当者等と十分連携して、自分一人で問題を抱え込まないこと、何か悩んだら誰かに相談してみる事が大切であると感じました。今後も皆様にご指導頂くことがあると思いますので、よろしくお願い致します。



成年後見人制度を学んで

倉本 秀子

昨年市民後見人養成研修受講の申し込みをする時は終了次第実践をと思っておりました。私的にも職場においても複雑な背景を持つ高齢者に接した時、自立支援事業や成年後見制度の必要性をひしひしと感じていたからです。しかし、学んだことを生かすには他人のプライバシーに深く係わる事への重大さに大きな不安感もあり二の足を踏んでいます。

おかげさまでまだ現役で煩雑な日々を過ごしており、自分の力量から中途半端に物事に手をだしてはいけない事は承知しています。研修終了後はウィズ豊川における勉強会にできる限り参加させていただき、始めて知る専門用語や制度に触れたり、後見人として活躍されている方の事例報告または一般の方の体験談等を聞き今以上に知識を深め煩雑な現在の職務が落ち着いた時に学んだことを生かせる立場になればと思っています。

問題はいつでも・誰にでも

東三河後見センター 佐藤 美子

Sさんは実の両親の都合で、実母の姉夫婦のもとで育てられ小学校1年生の時に正式に養子縁組をした。Sさんは中度の知的障害とてんかん発作があるが、養父母のもとで愛情豊かに育てられ、40歳の時に義父が死亡した後も義母と二人で仲よく暮らしていた。

しかし、Sさんが40代後半、実母が再婚したのち生まれた弟が借金を抱えこの家族にお金の無心に来るようになり、それは次第にエスカレートしわずかに蓄えていた貯金は底をつき、義母はSさんの貯金まで渡してしまうようになった。その頃から、Sさんは、義母に「お母ちゃんなんか大嫌い!」とあたるようになり、義母とは口も利かず、食事も薬も満足にとらなくなってしまう。体重も50kgあったのが30kg台になり、生活リズムが崩れ、こだわりもひどくなり通所施設にも通えなくなってしまう。このままの状態ではいけないと、義母が高齢なこともあり、現在利用中の施設に入所することになった。その入所時に入所施設側から、受け入れに当たって成年後見制度を利用して義母以外の誰かが後見人等についてほしいと勧められ義母から当センターに相談があり申立支援を行い当センターが補助人となった。

補助人としての活動は最低でも月1回は施設を訪問しできる限り母親と一緒に通院・外出に同行するようにしている。それ以外でも、何か対応が必要な手続きや問題が起こった時には施設側など関係機関と連絡を取り合いできるだけ早く対応するようにしている。

受任後、Sさんはそれまで飲めていなかった薬を施設で管理し処方通りに飲んだこと（義母がうまく伝えることができていなかった）で薬が効きすぎてしまい歩けなくなるほどふらふらになってしまい施設側と相談し施設の主治医ではなく、服薬調整の為以前の主治医のいる病院に入院治療し退院後はふらつきもなく歩けるようになった。

施設の中で時折家に帰りたことをアピールするためか自分の荷物をまとめてしまうことがあったが少しずつそういった行動はなくなっていった。食事に関しても以前はエンシュアリキッド（栄養剤）に半分以上頼っていたが、精神的に落ち着いてきたこと、施設で歯科通院し入れ歯を作ってくれたこともあり完全に食欲が戻り現在はエンシュアリキッドを服用はせずすべて食事で補っている。その結果、現在は43kgまで戻っている。発作も一カ月に2回程度と落ち着いている。こういった体調の変化など随時施設・病院と連絡を取り合い支援に当たっている。

またSさんが入所した後も弟が義母の家にお金の無心に来ていたことで、義母の安全とSさんが安心して帰ることができる場所の確保の為にも、義母の生活について義母の関係する民生委員や機関と連携を取り施設入所のお手伝いをした。義母の入所後はSさんと義母の施設に行き食事・外出をして、「おかあちゃんの居る所が帰る所だね」とSさんが言ってくれるようになっている。

さらに、昨年秋、実母が死亡しSさんに代わり葬儀・埋葬の支援を行った。しかし実母の相続問題については、弟が行方不明になっていることもあり、現在もまだ裁判所や司法書士等と連絡を取り片付いていない。

このようにSさんという1人の被補助人の生活をとっても、様々な問題が起こっている。

会員さん紹介

市民後見人に期待する

石原 紀久代

先日、私は友人とランチに出かけました。店内に入ると、そこには中高年の元気なおばさんばかりがいました。既に年金生活者であろうと思われる人たちでした。かくいう、私も同類なのですが。

自分自身を含めたこれらの人々が、さらに年を重ねた時、いろいろな課題がふりかかってくるような気がします。自分で自分の身が処理できなくなる事態に陥るかもしれません。金銭処理や財産管理もおぼつかなくなるであろうと心配になります。

そんな時、自分の代わりに生活や財産を守り、後ろ盾になっていただける方がいると助かると思うのです。現実には、「成年後見人」として既に社会で活動が始まっています。

5年程前、知人に誘われて数回、成年後見人制度の勉強会に参加しました。そこで感じたことは、やがてはどの人も必要となる制度であるということです。

わが国では、昔から親が子を育て、親が年をとると子どもが親の世話をするというのが一般的な構図でした。しかしながら、昨今核家族が増え、一人で暮らす老人も多くなってきました。ライフスタイルも多様化し、昔の様に肉親に総てを託せない者にとって、親族以外の者がかかわる後見人がいてくれるということは心強いことです。

弁護士や司法書士の方が後見人となってくださるといいかもしれませんが、普通に生活している者にとっては敷居が高いというか相談しにくい方であることは否めません。もっと身近で相談にのってくださる方がいてくれたら・・・と思う人も多いのではないのでしょうか。この地方でも市民後見人を養成して、そのニーズに応えようとしています。近年、「成年後見人」という言葉そのものも広く知られ始めてきているのは嬉しい限りです。

このシステムは誰にとってもありがたいものです。私も、いつの日かお世話になることでしょう。

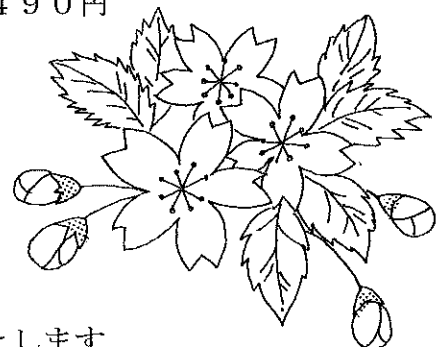
会員数(平成24年2月28日現在)

寄付金(平成23年4月～平成24年2月28日)

個人	正会員	63名
	賛助会員	27名
法人	正会員	3法人
	賛助会員	2法人

398,490円

14名



平成24年度会費納入のお願い

新年度が始まります。平成24年度の会費納入をお願いいたします。

同封いたしました振込み用紙にて、お振込みください。

正会員・5000円 賛助会員・3000円

お願い・・・振込み取扱票の通信欄に、「会費」とご記入下さい。

※会費を納めて頂いた会員様には、会員証を送らせていただきます。